

## 第4章 保存管理計画

### 第1節 保存管理の基本方針

国指定史跡名越切通の保存管理の基本方針を以下に示す。

#### 保存管理の基本方針

##### < 適用地域 >

保存管理の基本方針は、国史跡指定地内について適用する。

##### < 公有化 >

指定地は地権者の意志を尊重しながら順次公有化を進め、最終的には可能な限り全域の公有化を目指す。

##### < 現状変更 >

史跡指定地内における現状変更は、遺構保存や公開活用のための整備を目的とした間伐など、植生の適切な維持管理を除き原則として行わない。

ただし、史跡の保存と活用のための安全対策を第一に考え、次のいずれかの条件にあてはまるような場合は、現状変更を認める。

- ( 1 ) 史跡の保存管理・公開活用を行うために必要な発掘調査などを実施する場合。
- ( 2 ) 毀損の見られる遺構の対策工事など、史跡の保存管理のために必要な工事を実施する場合。
- ( 3 ) 園路、便益施設の設置や見学者の安全を図る工事など、史跡の公開活用のために必要な整備工事を実施する場合。

##### < 発掘調査 >

発掘調査は、史跡の現状保存の原則に沿った範囲で実施する。発掘調査の実施にあたっては、その目的を精査し、事前に必要な協議・検討を行う。

##### < 崩落対策 >

崩落部分の崖面は岩盤の劣化が進み、崩落の危険性が高いことから、整備計画策定に先立って崩落対策工事を検討する。

##### < 公開活用 >

史跡の歴史的価値を踏まえ、その恒久的な保存と安全な活用を目的とし、貴重な緑地帯の保全、市民の憩いの場としての活用を目指す。

公開活用にあたっては、整備し公開活用するエリアと、現状を保存し人の立ち入りを制限するエリアとの区分を明確にさせる。

現状においては、史跡が地域住民やハイカーの通行路となっていることに配慮し、安全な公開活用に向けた整備、崩落対策などを優先して検討・実施する。

## 第2節 保存管理区分と保存管理基準

### 1. 保存管理区分

国指定史跡名越切通の指定地は、歴史的には性格の異なるいくつかの遺跡から形成されており、自然条件からみれば市内では貴重な緑地帯であり、また崩落の可能性を抱えて早急な対策工事が必要とする地域も内包している。以上のような状況を考慮すると、全域を同一の保存管理基準に基づいて取扱うことはできない。そこで、保存管理計画の策定にあたっては、指定地をその特徴にあわせた区域に区分し、各区分ごとに保存管理基準を立てることが必要である。

具体的には、学術的な価値のある範囲＝[ 史跡ゾーン]、便益施設及び休養施設の設置に適した平地＝[ 公開活用ゾーン]、現状維持を基本とする範囲＝[ 緑地保全ゾーン]に区分し、[ 史跡ゾーン]については遺構の性格の違いによってさらに「切通」、「まんだら堂やぐら群」、「大切岸」に分類し、指定地全体を計5地域に区分した。設定した区分及びその範囲を図4-1に示す。

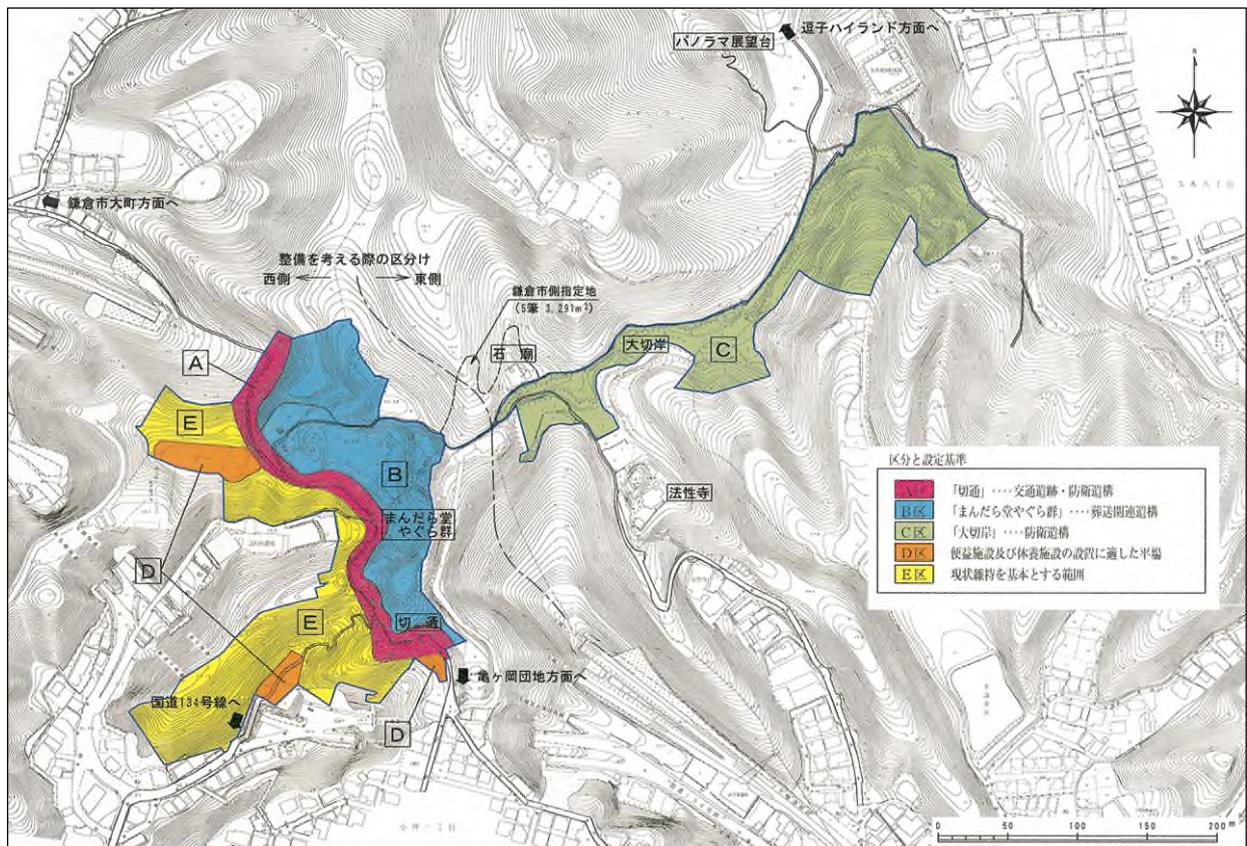


図4-1 保存管理区分

## 2. 保存管理基準

前項で述べた保存管理区分に基づき、各区分の保存管理基準を表4-1に示す。

表4-1 指定地の保存管理基準

| 区分        | 該当区域(性格)                | 保存管理基準 |  |
|-----------|-------------------------|--------|--|
| 「史跡ゾーン」   | 「切通」<br>(交通遺跡・防衛遺構)     | 現状変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内の発掘調査は、必要と認められた範囲内の措置にとどめる。</li> <li>・崩落部分の通行上の安全と崩落防止のために必要と認められた崩落対策工事については、実施を認める。</li> <li>・公開活用に向けた園路整備などについては、遺構の保護に配慮した上で、その実施を認める。</li> </ul> |
|           |                         | 発掘調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・切通路の発掘調査を実施し、埋まっている遺構の状況を確認する。</li> </ul>  |
|           |                         | 整備の指針  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・崖面の崩壊が進んでいることから、抑制・抑止対策を早急に必要な実施がある。</li> <li>・基本的に切通路は自由通行できる形で整備するが、崩落部分の西側に迂回する園路を恒久的に設置する。</li> </ul>  |
|           | 「まんだら堂やぐら群」<br>(葬送関連遺跡) | 現状変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内の発掘調査は、必要と認められた範囲内の措置にとどめる。</li> <li>・公開活用に向けた園路整備などについては、遺構の保護に配慮した上で、その実施を認める。</li> </ul>   |
|           |                         | 発掘調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・やぐら群の発掘調査を実施し、葬送関連遺跡としての性格の解明と建物址などの検出に努める。</li> </ul>   |
|           |                         | 整備の指針  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査成果に基づいた遺跡の整備方針を定める。</li> <li>・遺跡の保護、安全管理面を考慮し、周囲に門・フェンスなどを設置し、公開時間を制限する。</li> </ul>  |
|           | 「大切岸」<br>(防衛遺構)         | 現状変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内の発掘調査は、必要と認められた範囲内の措置にとどめる。</li> <li>・整備における園路整備については、遺構の保護に配慮した上で、その実施を認める。</li> </ul>   |
|           |                         | 発掘調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大切岸の発掘調査を実施し、遺構の広がり、年代、性格を把握する。</li> </ul>   |
|           |                         | 整備の指針  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査成果に基づいた遺跡の整備方針を定める。</li> </ul>   |
| 「公開活用ゾーン」 | 「便益施設及び休養施設の設置に適した平地」   | 現状変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・便益施設及び休養施設の設置に必要な最低限の措置に限定する。</li> </ul>   |
|           |                         | 発掘調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構の有無や範囲を確認するための発掘調査を実施する。</li> </ul>  |
|           |                         | 整備の指針  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備方針に基づき、必要な場合には適切な場所に便益施設及び休養施設を設置する。</li> </ul>  |
| 「緑地保全ゾーン」 | 「現状維持を基本とする範囲」          | 現状変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植生の適切な維持管理を除き、原則として行わない。</li> </ul>  |
|           |                         | 発掘調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には実施しないが、A区、B区での調査成果如何によって必要と判断された場合には、発掘調査を実施する。</li> </ul>  |
|           |                         | 整備の指針  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐などによる適切な植生の維持管理は必要に応じて実施する。</li> </ul>   |

### 第3節 公開活用の方針

国指定史跡名越切通は、鎌倉七口の中でも当時の面影が良好な状態で残る史跡である。しかし、現状では崖面が崩落しており、史跡の保存上問題であり、安全上でも公開に向けた大きな障害である。このような現状の問題を抱えながら、従前より地域住民やハイカーの通行路として利用されていることを考えると、保存管理計画の中で公開活用に関する基本方針も併せて検討していくことが必要である。

公開活用にあたっては、史跡の現状と歴史的価値を損なうことなく、この地を訪れる人々が往時の雰囲気をも十分に味わうことができるようにすることを基本として方針をたてる。具体的には以下のとおり各ゾーン（A区～E区）ごとに遺跡の保存や公開の安全性、維持管理などの面からそれぞれいくつかの課題がある。

#### 公開活用の方針

国指定史跡名越切通の公開活用にあたっては、遺構の性格が異なる遺跡が混在する指定地を、その性格により西側と東側に分けて考える必要がある。

基本的な方針としては、保存管理及び公開活用の際して、崩落対策が緊急に必要な切通路の崖面やまんだら堂跡を含む西側の整備を優先的に進め、大切岸を含む東側については、順次調査・整備を進めていくこととする。

なお、各区域ごとの公開活用の基本方針は以下のとおりである。

#### A区（〔史跡ゾーン〕：「切通」）

名越切通は鎌倉七口の中でも、往時の雰囲気を比較的よく残している。また、現在も地域住民・ハイカーの通行路として利用されている。そこで、自由に通行できることを原則とし、中世都市鎌倉の地勢や交通遺跡としての特徴を体感できるような公開を行う。

公開に際しては、通行者の安全を確保するための適切な対策を実施する。

すでに崖面の崩壊が進んでいる崩落部分については、早急な対策が必要であることから、整備計画策定に先立って崩落抑制・抑止対策を行う。同時に、緊急・安全対策も含め、崩落部分を迂回する園路を恒久的に整備する。具体的な崩落防止・安全管理のための工法の検討は、別途専門委員会を設置し検討する。

#### B区（〔史跡ゾーン〕：「まんだら堂やぐら群」）

「まんだら堂やぐら群」は、鎌倉地方を中心として分布する中世の特徴的な墳墓形態の好例であり、歴史的な価値が高い。先人の墓地としての尊厳を失わず、やぐらの遺構を損なわない範囲で、できる限り自由に見学できることを原則とする。

公開活用にあたっては、試掘確認調査の成果を踏まえた上で、園路整備、やぐら群の保存対策、検出された遺構の公開方法などについて検討する。

また、遺跡の保護、安全管理面を考えると、周囲に門・フェンスなどを設置し、公開時間を制限する必要がある。

C区([ 史跡ゾーン]：「大切岸」)

大切岸は、外敵の侵入を防ぐために岩盤をほぼ垂直に切り落とした崖面が長く連なり、中世都市鎌倉の防衛遺構の形態を理解する上で重要な区域である。そこで、来訪者が防衛遺構の機能を理解し、壮大さを体感できるような公開を目指す。

公開に際しては、試掘確認調査の成果を踏まえた上で、遺構全体を見渡すことのできる安全に配慮した園路整備や前面平場の公開方法などについても検討する。

D区([ 公開活用ゾーン]：「便益施設及び休養施設の設置に適した平場」)

来訪者が広場として利用できる平場は、発掘調査の結果を考慮しつつ、公開活用のために必要な便益施設( 便所、水飲み・手洗い、説明板など) 及び休養施設( 休憩所、ベンチなど) を設置し、来訪者への便宜を図る。

E区([ 緑地保全ゾーン]：「現状維持を基本とする範囲」)

上記A区～D区以外の指定地については、原則として人の立ち入りを制限し、遺構の保存・活用のための間伐など植生の適切な維持管理を行う。

#### 第4節 公有化の方針

公有化は以下の方針に基づいて行う。

##### 公有化の方針

次の条件に基づき、指定地全域の公有化を進める。

現況、史跡が毀損し、原状復帰などの緊急措置が必要と判断される区域を最優先とし、公開活用を前提とした区域から順次公有化を進める。

地権者に売却の意志のある土地から順次公有化する。

同一地権者によるブロック化された土地であれば、予算の範囲内で取りまとめて公有化する。

公有化にあたっては、境界確定が完了し、実測図が作成され、登記上の地積更正がされていることを原則とする。

追加指定があった場合には、順次公有化を進める。